

報 告 書

〒604-0093 京都市中京区新町通竹屋町下る徹ビル2階

弁護士 南 出 喜 久 治

東京地方裁判所民事4部合議A係に係属してゐる令和3年(ワ)第25239号除名処分無効確認等請求事件(原告・池田利恵、被告・自由民主党 外2名)の事件について、これまでの経緯をまとめて以下のとおりご報告します。

本件は、自民党総裁選挙投開票日の前日の令和3年9月29日に提訴しました。ところが、この事件は、その後の経緯において極めて不可解なことが続きました。

まづ、10月11日には、12月10日(金)午後1時30分に第1回口頭弁論期日が指定されたので、同日には、原告の池田利恵市議が10分程度の意見陳述する機会を与てもらふやう求め、同月19日には、裁判所から、第1回期日の1週間前である12月3日までに意見陳述の原稿を裁判所にFAXするやうにとの連絡があり、これを了承しました。

その上で、裁判所は、傍聴人の数について問ひ合せをしてきました。反ワクチン訴訟の第1回期日で、傍聴者が先着順であつたことから傍聴できなかつた人が法廷外に溢れたことはあつても、それは決して混乱ではありません。要するに、マスク不着用の400人以上の人が裁判所に押し寄せたことを「混乱」であると過剰反応してゐるわけです。

そして、裁判所としては、傍聴券発行の可否検討するについて、代理人が把握してゐる傍聴人の数などについて情報があれば知りたいとのことでしたが、どれだけの方が傍聴を希望するのか解らないと答へました。また、裁判所は、原告の意見陳述の時間について、5分にしてほしい言つてきましたので、初めに申し入れたとおり、10分でお願ひしたいと言ふと、再検討するといふことになりました。

ところがです。11月8日に、裁判所より、同月4日付けで12月10日の第1回口頭弁論を職権変更すると突然言つてきました。そして、再度、期日調整をして、年内期日を入れるやうに調整したのですが、裁判所の都合が合はない?などと理屈をこねて、なんと、裁判所としては第1回弁論期日が2月4日(金)以降でなければ決められないと言つてきたので、已むなく同日の午後2時00分といふことになつてしまつたのです。

ただし、同日は従来通り10分以内の口頭での意見陳述とすることになり、1週間前に原稿を提出することになりました。

そして、裁判所は、期日が随分先になることから、被告代理人が就任後に、第1回弁論期日前に書面による準備手続を入れたいと言つてきましたので、訴訟遅延させないためには必要なことですので了解しました。

ところが、その直後に裁判所から連絡があり、前言を翻して、意見陳述の時間は5分以内とすると指示してきましたので、やむを得ないと判断し、了解して池田市議に伝えて了解してもらいました。

その後、期日調整の結果、11月12日に連絡があり、弁論期日前の書面による準備手続期日を12月20日(月)午後1時30分(web会議)とすることに決まりましたが、同月22日に、裁判所より電話があり、口頭弁論期日を令和4年2月4日午後2時00分に指定したのに、それを更に職権変更して3月29日に指定したいが、期日調整は可能かとの連絡がありました。

そして、書面による準備手続期日を12月20日(月)午後1時30分(web会議)も取り消して、書面による準備手続期日を令和4年2月4日午後2時00分に変更することでどうか、とまで言ってきました。

これまでは、事務員で調整してきましたが、2度に亘る第1回口頭弁論期日の職権変更といふのは異例中の異例であり、これ以後は私が直接対応しました。

当事者が期日変更を申し出るときは、その理由を疎明しなければならないのに、裁判所の職権変更といふのは、何らその理由を当事者に開示して説明することもないが、今回の連続した職権変更は到底納得できないので、裁判所は、職権変更の理由について原告側に文書で説明してもらふ必要があると申し入れました。

すると、福島書記官は、「大事件があり、その警備のために職権変更が必要である」と口頭で説明しましたが、そんなことは全く理由になりません。大事件のために、こちらの事件がどうして後回しにされるのか！こちの事件こそが大事件であり、事件の大小を何で判断するのかは解らないが、そんなことで差別をするのか！この事件は、自民党の除名処分を取り消させて地方議員の政党所属関係を原状回復させなければ政治活動が制限されるので緊急を要する事件であり、大事件か小事件とは無関係に緊急性のある事件を最優先することが裁判所の責務ではないか！このやうな職権変更は拒否する！と言って激怒しながら抗議しました。

福島書記官は平身低頭でしたが、原告側に説明責任を果たすために、必ず文書による事情説明書の交付を求めると申し入れたところ、福島書記官は、検討するが、文書化するとしても書記官名になると思ふとのことで、回答待ちとなつたのです。

自民党にとっては、この訴訟は極めて不都合な事件なのです。マスク着用の法的義務がないのに、そのことを理由に除名し、その除名をした張本人の西野正人は、この前の東京都議会議員選挙で、番狂はせの大敗北を喫して落選したのです。要因の一つには、池田市議が西野都議から受けた「不当な除名処分やパラハラは許さない」とした姿勢を市政報告

に盛り込み、広く市民に知らせたことにあるやもしれません。

反ワクチン事件の国の場合と同様に、自民党は、除名した池田市議が任期満了に伴ふ日野市議会議員選挙（令和4年2月13日告示、同月20日投開票）に再選を目指して立候補することから、それ以前に、この裁判の第1回弁論期日が開かれて、自民党がマスク着用の法的義務がないのに除名したことが明るみに出ると、日野市議会選挙において、自民党の面目が立たず選挙への影響を恐れ、必死にで裁判所に頼み込み、第1回口頭弁論期日を提訴から6か月も先にしようとしたとしか考へられないのです。

その後、11月25日に裁判所（福島書記官）から電話があり、令和4年3月29日午前11時でどうかと再度言ってきました。原告の池田市議の都合が解らないので、それ以外の日の前後で調整するとしたら、いつが可能かと尋ねると、翌30日だけしか調整できないと言ひました。こんな先の日程なのに、29日と30日しか期日が入れられないといふのも異常な話です。

そして、原告に連絡し、30日なら可能であるとの返事があつたので令和4年3月30日午前11時に、527号法廷で第1回口頭弁論期日が開かれることになりました。

しかし、こちらの条件として、令和3年12月20日と令和4年2月4日はWeb会議で準備手続期日とし、令和3年12月6日までに、自民党側から、マスク着用義務の有無などに関する請求の原因の主張について認否をした答弁書を提出させることを裁判所に約束させました。

自民党らからは、約束通り、12月6日に答弁書が提出されました。いずれも同じ法律事務所弁護士の代理人となつてゐますが、西野正人前東京都議の代理人は、自民党らの代理人とは別の弁護士です。

訴訟の進展を踏まへれば、いずれ自民党とは利益相反になるか、主張が異なることになることを想定してゐるのだと想像できます。

しかし、これらの答弁書は、訴状で主張してゐることを無視して、自分勝手な主張だけを展開したもので、訴状に書いた事実について個別的に対応した認否をしてゐません。

そのことを主張して、2日後の8日に反論の準備書面を直ぐに提出しました。そして、自民党らの答弁書と当方の準備書面は、いずれも公開してゐますのでご覧になつてください。

自民党は、国家に準じた巨大な権力を有する政権与党です。「権力の謙抑性」といふ言葉がありますが、権力者といふのは、妄りに自己の権力を行使してはならないのです。

ところが、自民党は、マスクを着用の法的義務もなく、自民党の党則や決定事項において、党員にマスク着用を義務付けておらず、あたかもマスク着用義務があることを前提として、除名処分を行ったのです。

しかも、池田市議が、招かれて講演した名古屋の会場において、マスクを着けない人がいること知りながら、その人たちにマスクの着用を奨めなかったことも除名の理由になっておるのです。

主催者でもないのに、参加者にマスク着用を促す義務もあつたといふことになります。

こんな法令無視、人権無視により、平然と除名処分を行ひ、それが正当であるといふ主張を堂々と主張してきたのです。自民党は、民主的団体ではないことを暴露したことになります。

そして、予定通り 12 月 20 日午後 1 時 30 分に準備手続期日が開かれました。私は、自民党らの答弁書は、事実の認否をせず、裁判所は、「法律上の争訟」について裁判をする権限があるとされておる裁判所法第 3 条第 1 項の規定により、本件は、この「争訟性」がないと、答弁書のとほり主張しました。

しかし、その根拠としておる昭和 63 年 12 月 20 日最高裁判所第三小法廷判決は、令和 2 年 11 月 25 日最高裁判所大法廷判決によつて変更されておることを自民党らは知らないまま答弁書を提出しておるのです。

このことは、もとより訴状にも主張しておるのに、それに気付かず答弁書を作成したと思はれたので、この答弁書に対して、当方は訴状と同じことを主張して令和 3 年 12 月 8 日付け準備書面を提出しておりました。

すると、裁判官は、私の主張に基づき、これに対して認否反論を自民党らに求めました。すると、自民党らの代理人弁護士は、そのことについては裁判所が法的判断をしてほしいと言ひましたが、裁判所はこれを譲らず、自民党らにその法的認否反論を次回までに主張することを命じました。

そして、訴状では、自民党の党則を根拠として、池田市議の除名処分は自民党の処分であると主張しておるのに、自民党は、自民党の東京都支部連合会による除名処分なので自民党による除名処分ではないとトンチンカンなことを言ひ出します。自民党本部と東京都連とは別団体だと言ひ出したのです。

私は、自民党の党則を見ろ！と言ひました。自民党の東京都連といふのは、自民党の地方機関であつて、党本部とは一体のものであるので、そんなことは通用しません。

ある人が、その右手で他人を殴つたことで、その他人が殴つた人に文句を言つたら、「文句があるなら、俺に言ふな。俺の右手に言へ。俺の責任ではない。」と言つておるやうなものです。

私は、自民党の方から党則を証拠として出せと要求しました。自民党側からは東京都連の規約しか出さないからです。すると、原告側から党則を出せば良いではないか自民党側は言ひました。

自民党の党則は自民党の方が提出するのが当然ではないか、出せないのとは何か不都合なことでもあるのか、と言ひ返しましたら、裁判所は、自民党の方から出すやうに指示してくれました。

こんな状況でしたが、今回は、来年 2 月 4 日午後 2 時で、同じく準備手続期日です。1 週間前の 1 月 28 日までには自民党らから裁判所が求めてある準備書面が出ます。

この日は、前に述べましたとおり、2 月 13 日告示、同月 20 日投開票の日野市議会議員選挙の直前です。自民党としては、池田市議を落選させるために、そして、自民党の今回の除名処分の実態が暴かれないやうにするために、様々な露骨な工作を続けています。

池田市議におかれては、孤立を余儀なくさせられ、対立候補を立てられ、非常に苦しい選挙戦が予想される中ではありますが、このやうな卑劣な工作に打ち勝ち、池田市議の日野市議会選挙での勝利を祈念して、報告の結びと致します。